

議案第 72 号

西海市鳥崎釣船係留施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

管理を行わせる公の施設の名称及び主たる所在地	西海市鳥崎釣船係留施設 西海市西海町七釜郷2861番2地先（七釜港水域内）
指定管理者	（所在地）西海市西海町七釜郷2839番地2 （名 称）鳥崎釣り船浮棧橋利用者組合 （代表者）組合長 中村 初海
指定の期間	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

施 設 の 概 要 書

施 設 の 名 称	西海市鳥崎釣船係留施設	担 当 部 署	西海ブランド振興部 ふるさと資源推進課
主たる所在地	西海市西海町七釜郷 2861 番 2 地先	設 置 年 月	平成元年 3 月
敷 地 面 積		延 床 面 積	
構 造	浮棧橋：コンクリート製 (発泡スチロール) 連絡橋：鉄骨製	主な施設内容	浮棧橋：3 連函 1 基 134.4 m ² 連絡橋：1 基 幅 1.2m、長さ 14m
設 置 目 的	西海市における漁船及び遊漁船の係留施設利用の適正化を図る。	設 置 根 拠	西海市鳥崎釣船係留施設の設置及び管理に関する条例
現在の管理形態	指定管理	団 体 名	鳥崎釣り船浮棧橋利用者組合
施 設 の 管 理 に 係 る 市 の 収 支 (令和 4 年度決算)			
歳入の主な内容		歳出の主な内容	
	千円		千円
	千円		千円
	千円		千円
	千円		千円
	千円		千円
歳 入 合 計	0 千円	歳 出 合 計	0 千円
施設における主な実施事業の概要	漁船及び遊漁船の係留		

団 体 の 概 要 書

団 体 名	トリザキツリブネウキサシバシリヨウシャクミアイ 鳥崎釣り船浮棧橋利用者組合			
所 在 地	西海市西海町七釜郷 2839 番地 2			
代 表 者 名	組合長 中村 初海			
設 立 年 月 日	平成 2 年 4 月 1 日			
従 業 員 数	24 人 (組合員)			
沿 革	平成 元年 3 月 鳥崎釣船係留施設が設置される。 平成 2 年 4 月 漁船及び遊漁船の棧橋利用者 24 名で利用者組合発足 平成 14 年 8 月 組合規定を制定し体制の強化を図る。 平成 21 年 4 月 西海市鳥崎釣船係留施設指定管理者 現在に至る。			
主 な 業 務 内 容	指定管理業務 (施設の運営、維持管理) 駐車場及び漁具倉庫の清掃、管理 組合員相互の連携と情報の交換			
財 政 状 況 (過去 3 年間)	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	総 収 入	257,006 円	252,007 円	129,007 円
	総 支 出	110,848 円	105,128 円	296,554 円
	当 期 損 益	146,158 円	146,879 円	△167,547 円
	累 積 損 益	640,890 円	787,769 円	620,222 円